貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社ネットワーク（法人番号３０３００００１０６９１６１）代表者登坂一彦	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田４６６番地１	札幌営業所	北海道札幌市白石区中央１条７丁目１－１６	R7.5.26	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第６項　他４件	令和６年１０月２１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第６項）、（２）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第３条の３）、（３）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	4	4
2	株式会社浅井運輸（法人番号６４６０１０２０００９４）　代表者浅井雅之	北海道中川郡幕別町札内青葉町３１０番地の６	本社営業所	北海道中川郡幕別町札内青葉町３１０－６	R7.5.26	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３　他４件	令和７年１月２２日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第５号）、（２）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の３）、（３）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	2	2
	以下余白									